

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本的考え方

社会福祉法人鶴寿会が運営する事業所（以下「事業所」という。）の感染症及び食中毒の発生や発生時の感染拡大を防止するため、感染対策委員会が主体となり、生活全般の援助を行う職員一人ひとりの衛生管理の意識を高め感染予防の啓発と迅速な対応に努める。その活動は、お客様の安全確保を最優先にすることをすべての判断基準の起点とし、発生時には二次感染の拡がりを最小限にとどめるよう迅速な情報収集と的確な指示を受けその周知を図る。

2. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

（1）感染対策委員会の設置

事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、感染対策委員会を設置する。

（2）感染対策委員会の構成員

- ア 施設長
- イ 看護職員
- ウ 介護職員
- エ 生活相談員
- オ 厨房職員
- カ 事務員

（3）感染対策委員会の開催

感染対策委員会は、3ヶ月に1回開催する。ただし、施設長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

（4）感染対策委員会の役割

ア 平常時

- ・事業所の感染対策の方針や計画を立て実践を推進する。
- ・具体的対策を事業所全体に周知するための窓口になる。
- ・厨房衛生管理マニュアルを遵守する。

イ 発生時

- ・感染症及び食中毒が発生した場合、医務室と連携をとり統一した情報を発信する。
- ・必要に応じて施設長に報告・相談を行い早期終息に努める。

（5）感染対策担当者

事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止を推進するため、感染対策担当者を置く。感染対策担当者は看護師の中から施設長が選任する。

3. 事業所内の衛生管理

（1）環境の整備

ア マスク、ガウン、ペーパータオル、手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウムなど衛生消耗品の在庫管理

イ 委託先の従業員への感染予防を含めたオリエンテーションの実施

ウ 冬季の県内の感染情報の定期的な発信

エ ボランティア・面会者を含む来荘者と全職員へマスクと手洗いの励行

(2) 職員の衛生管理教育の実施

ア 感染性胃腸炎・インフルエンザなどの病態を含む感染予防及び食中毒の勉強会（年に 2 回以上）

イ 嘔吐物・排泄物の処理 方法のデモンストレーション

ウ 手洗いの基本 手洗いチェッカーの実施

エ 職員に症状のある場合の報告義務の周知徹底を図る。

オ 外部研修

(3) 職員の健康管理

ア 定期的な健康診断

イ ワクチン接種

ウ 健康に関する情報の発信

(4) 感染対策の実施状況の確認

ア 感染予防に関するアンケートを全職員と委託清掃業者従業員へ実施（毎年 11 月）。

イ アンケート結果をもとに評価リストを作成し定期的（毎年 11 月～3 月随時）に食事介助、トイレ誘導、おむつ交換などの実施状況を確認し指導する。

ウ 厨房・各部署について施設衛生チェック表を元に月に 1 回チェックを行い、チェック内容の改善に努める。

(5) 感染症及び食中毒の発生状況の把握

発生状況報告書をもとに初期対応の情報収集を行い二次感染予防の徹底を図る。

(6) 発生時の連絡体制

第一発見者→ ユニットリーダー→ 看護師 → 事務所 → 施設長

↓

ケアマネ・相談員 → 感染対策担当者

(7) 発生時の二次感染拡大の防止

ア 医務室看護師は必要に応じて医師に連絡を取り医療上の指示を仰ぐ。

イ 隔離の必要性の確認をする。

ウ 汚染物の処理は決められた手順で確実に行う。

エ 初期対応後 2 4 時間以内に委託清掃業者に汚染場所の消毒清掃を依頼する。

オ お客様の隔離を行う場合には、事務所職員は管理栄養士と厨房に連絡をとり、食器や残飯の取り扱いに注意するよう伝える。

(8) 委託清掃業者への消毒清掃依頼について

ア 施設長の指示を受け事務所職員が連絡を取り依頼する。

イ 清掃方法

- ・ 0.1%次亜塩素酸水溶液を使用し汚染場所周囲 2 m 範囲内を清掃する。
- ・ 床も同様に行う。
- ・ 使用した雑巾は破棄する。
- ・ モップは同様の消毒液に 15 分以上浸水後洗浄乾燥させる。
- ・ 清掃後の汚水は所定の場所で処理する。

(9) 発生時の医療体制

ア 嘱託医師は感染拡大の防止のための指示や施設長への状況報告と同時に感染者の重篤化を防ぐために必要な医療処置を行う。

イ 看護職員は医師の指示に従い症状に応じたケアを実施するとともに介護職員等に対しケアや消毒等の衛生管理について指示をする。また病原体で汚染された機械や器具や環境の消毒は病原体の特徴に応じて適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

ウ 事業所内での対応が困難な場合は地域の医療機関等へ感染者を移送する。

(10) 発生時の行政への報告

施設長は次のような場合迅速に市町村等の高齢者施設主管部局に報告をする。あわせて保健所にも報告し対応の指示を求める。

① 報告が必要な場合

ア 同一の感染症や食中毒またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症や食中毒の患者またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記以外の場合であっても通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ施設長が報告を必要と認めた場合

② 報告する内容

ア 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数

イ 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ 上記の入所者への対応や施設における対応状況

(11) その他

飛沫感染の恐れのある場合など感染症のまん延防止の観点から、来訪者に対して入所者との接触を制限する必要性の判断を施設長の指示に従い行い事態の早急な終息を図る。

附 則

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2021 年 11 月 12 日改定

2023 年 12 月 1 日改定